Vマジック攻略講座 テキスト 別売

森山講師のこれまでの講師活動の集大成、渾身の基本テキスト

過去の本試験を徹底的に分析し、合格に必要十分な情報を盛り込み、具体例やたとえ話、図表を添えて、徹底的にわかりやすく説明。インプットは本テキストにお任せ！

講師による
テキスト
まるわかり動画を
公開中!

［不動産登記法］

人であるため，田中一郎の印鑑証明書の提供が必要となる。

2 《印鑑証明書の提供の要否の判断基準》
共同申請の登記義務者が所有権登記名義人の場合は，印鑑証明書の提供が必要となる。

1 これは，所有権が重要な権利であるから，ダブルチェックしていこうということである。もし，登記識別情報だけの提供で所有権移転登記を申請することができるとすれば，登記識別情報が盗み見られた場合，本人の知らないところで所有権移転登記をされる可能性が出てきてしまうというわけである。
印鑑証明書のサンプルを掲げておこう《図 1-7》。

図 1-7　印鑑登録証明書

印鑑登録証明書

印影

氏名　田中一郎
生年月日　平成２年３月 13 日
住所　戸田市美女木一丁目１番１号

この写しは登録された印影と相違ないことを証明します。
令和２年７月５日
戸田市長　戸　田　太　郎

印鑑証明書は，市役所等に実印登録をすることでもらうことができる。
印鑑証明書は，その者の実印を証明するものである。印鑑証明書の中には印影が印刷されているが，これが「本人の実印ですよ」という証明書なのである。
よって，実務では，「実印」と「印鑑証明書」はセットであり，原則として，その一方だけが要求されることはない。登記申請においても，印鑑証明書の提供が要求される場合には，その者の押印は実印で行う必要がある《図 1-8》。具

図 1-8　実印が必要

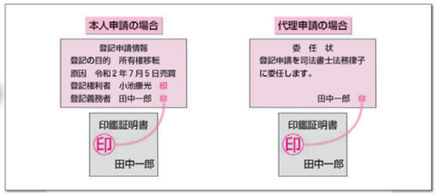

3

体的には，本人申請の場合には登記申請情報，司法書士等によって代理申請する場合には委任状に押印する印鑑が実印でなければならないということである。

(5)　住所証明情報

住所証明情報とは，その名のとおり，住所を証明する情報である。自然人であれば，住民票の写しということになる。
住所証明情報の提供が必要となるのは，所有権登記名義人として新しく登記名義人となる者が登場する登記を申請する場合である。具体的には，①所有権保存登記，②所有権移転登記，③新たに所有権登記名義人が登場する所有権更正登記である。これらの登記をする場合に，新しく所有権登記名義人となる者の住所証明情報が必要となる。

2 《住所証明情報の提供の要否の判断基準》
住所証明情報は，新たに所有権登記名義人となる者が登場する登記を申請する場合に提供しなければならない。
住所証明情報の提供が必要となる登記は，次のとおりである。
①所有権保存登記
②所有権移転登記
③新たに所有権登記名義人が登場する所有権更正登記

登記名義人が登場する登記申請であっても，それが所有権についての登記名義人ではない場合には，住所証明情報の提供は必要ない。たとえば，抵当権設

［憲法・刑法］

(3)　公共の危険

【公共の危険の発生の要否】
本罪は，公共の危険が発生しなければ成立しない（具体的危険犯）。なお，犯人が公共の危険の発生を認識している必要はない（最判昭 60・3・28）。
【公共の危険が発生しなかった場合の処置】
①客体が他人所有の場合⇨器物損壊罪（261 条）が成立する
②客体が自己所有の場合⇨犯罪は成立しない
②は，自分の物を危なくないように燃やしているだけであり，簡単にいえば，単なるたき火をしているだけである。

1 ◉公共の危険の発生の有無と罪名

	公共の危険が発生した	公共の危険が発生しなかった
他人所有	建造物等以外放火罪（110 条１項）	器物損壊罪（261 条）
自己所有	建造物等以外放火罪（110 条２項）	不可罰

6 5　延　焼　罪

2 第 111 条　①　第 109 条第２項又は前条第２項の罪を犯し，よって第 108 条又は第 109 条第１項に規定する物に延焼させたときは，３月以上 10 年以下の懲役に処する。
②　前条第２項の罪を犯し，よって同条第１項に規定する物に延焼させたときは，３年以下の懲役に処する。

3 (1)　意　義

自己所有物件に放火したところ，他人所有物件及び自己所有の現住建造物に延焼の結果を生じた場合を，結果的加重犯として重く処罰するものである。

(2)　行　為

本罪の実行行為は，自己所有の非現住建造物または建造物等以外の物に放火し，予期しなかった客体について延焼させることである。たとえば，自己のオートバイを燃やしていたら，思いがけず，現住建造物に燃え移ってしまったというような場合である。
延焼の客体について，図にまとめておこう《図 6-6》。

図 6-6　延焼罪の構造

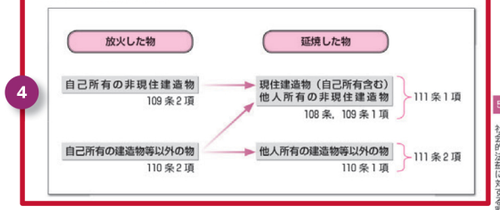

4

(3)　故　意

109 条２項，110 条２項の罪を犯す認識は必要であるが，延焼結果が発生することについては，認識していないことが必要である。本罪は 109 条２項，110 条２項の罪の結果的加重犯だからである。延焼結果が発生することについて認識がある場合には，初めからその延焼した客体に対する放火罪が成立する。

6　罪　数

(1)　客体が数個の場合

放火行為が１個の行為であれば，多数の物件を焼損しても，また，その数個の客体の所有者が異なっていても，公共の危険が包括的に１個と評価されることを前提に，包括的に１個の放火罪が成立する（大判大 11・12・13）。
放火の罪は，公共の危険を生じさせたことを罰する公共危険犯だからである。

(2)　客体が処罰規定を異にする場合

１個の放火行為により，処罰規定を異にする２個以上の客体を焼損した場合には，最も重い放火罪が１個成立する。

5 例題　Ａは，Ｂの住居を焼損する目的で，その隣にあったＢの物置に火をつけ，これを焼損させたが，住居には燃え移らなかった。Ａの罪責を答えよ。

物置を燃やした点について非現住建造物等放火既遂罪が成立しそうである。
また，その物置は，現住建造物を燃やすための媒介物であり，それに火をつけ

1 **本文は講義調の文体**
本文は講義調の文体で書かれているため、レジュメ形式や図表で構成されているテキストと異なり、復習時も講義を受講しているかのように効率的に学習を進めることができます。

2 **考え方・発想法・判断基準を提示**
すべての知識に共通する考え方・発想法・判断基準を明示することで、個々の知識を丸暗記する必要がなくなり、未知の知識が問われた場合においても、正解を導くことができます。

3 **イメージ図を掲載**
イメージ図を掲載することで、単なる知識の丸暗記ではなく、実感として理解することができます。とくに、手続法においては、イメージを実感することで学習をスムーズに進められます。

［講義準拠 厳選復習問題集］
携帯しやすいA5サイズ!

この時期に解いておいてほしい過去問を厳選しました。1問1問の問題を丁寧に解いてほしいことに加えて、肢ごとの重要性に応じた掲載を可能とするため、肢ごとに分解して、一問一答形式で掲載しました。講義の進度に応じたものとなっており、**解くべき問題が一目でわかる**ようになっています。

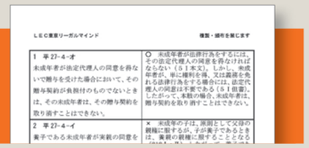

合格者が語る Vマジック&森山講師のここが良かった

K・Tさん
Vマジックシリーズが本当に使いやすかった
◆司法書士Ｖマジックシリーズは本当に使いやすかったです。一つ一つの法律用語の説明が分かりやすいため読みやすく、また、例題も交えて記載されているので頭により入りやすかったです。Ｖマジックの教材はもちろん、受講していた講義も説明がとても分かりやすく、難しめの論点の範囲の時には身近な例を使って説明してくださるので乗り越えられたと思います。

堺 勇介さん
独学では得られないものがありました
◆森山講師は声と滑舌が良く、論理的に説明をされるので各科目の論点が非常に分かりやすく、講師との相性が良かったと実感しています。論点の具体例はもちろん、講師のちょっとしたひと言が記憶の助けになりました。こういう部分は独学では得られないと思います。

1 **図表で情報を整理**
本文で説明した情報を図表でまとめています。これにより、場合分けなどを意識することができ、ビジュアルに情報を整理することができます。

2 **条文を掲載**
学習の中で触れたほうがよい条文については、条文をそのまま掲載しています。これにより、効率的に学習できるとともに、知識の核を強固なものとすることができます。

3 **小見出し主義**
小見出しにより、文章を適切に分けています。これにより、今何を学習しているのかが明確となり、情報の整理に役立ちます。

4 **思考回路も図表で**
考え方の道筋・思考回路も図で整理しています。これにより、どのように考えればよいのかが明確となります。

5 **例題を掲載**
適宜例題を設けました。これにより、問題意識をもって学習を進めることができます。

6 **合否を分ける論点も掲載**
運に左右されない確実な合格を目指すことができるように、合否を分けるハイレベルな論点も掲載してあります。このシリーズだけでインプットは十分です。

合格者が語る Vマジック&森山講師のここが良かった

F・Eさん
Vマジック×森山講師で合格
◆Vマジックは無駄なことが一切書いておらず、字が比較的大きめで読みやすく、少し笑えるような例が書いてある点が良いです。私が特に気に入っているのは、「錯誤」の例で、「相生」と「相老」の切符を間違って購入してしまったという例です。鉄道好きの森山講師ならではです。森山講師が説明で使う例は、面白くて記憶に残りやすいです。

H・Nさん 総合２位合格
知識を効率よく定着できました
◆森山先生の講義は、法律の趣旨からわかりやすく説明されるため、知識を効率よく定着させることができました。解法のテクニックを学んだり、暗記から逃げずに自分の強みにしていくことができたのも、森山先生の著書や講義でのアドバイスがあったからだと思っています。